

令和5年度

札幌市立新川中央小学校 いじめ防止基本方針

令和5年（2023年）4月

◇いじめ防止のための基本的な姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「札幌市立新川中央小学校 いじめ防止基本方針」を策定しました。

- ・いじめを許さない学校風土をつくります。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・校内における温かな人間関係を築きます。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行います。
- ・保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。

◇「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認、対応にあたります。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って指導していきます。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要と考えます。いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することが大切と考えています。

◇校内の体制について

○「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、（状況に応じて、スクールカウンセラー、巡回相談員）とする。

- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら本校の教職員が共有するようにする。

1. いじめを許さない学校風土をつくるために

- 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という学校風土をつくる。
- いじめに関するアンケート調査を年2回（心のアンケート6月、悩みやいじめに関するアンケート11月）を実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもと行う。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- 校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時にはすぐに、担任をはじめ、まわりの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
 - いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

2. 児童、教職員の人権感覚を高めるために

〔児童に対して〕

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感、成就感をもたせる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることもあわせて指導する。

〔教職員は〕

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- 「いじめは決して許されない」という姿勢を教師がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- 児童一人一人の変化に気付く敏感な感覚をもつように努める。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 「いじめ」の構造やいじめの問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言葉を振り返るようにする。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

3. 校内における温かな人間関係を築くために

〔道徳教育をはじめとする心の教育に、教育活動全体を通じて取り組む〕

- 優しさや思いやりの心を育む。
- 規範意識を醸成する。

- ともに助け合い、支え合うピア・サポート等の受容的で互恵的な活動を通し、子ども一人一人の心を育む。

〔人間関係を構築するための素地の育成〕

- 心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。「ありがとう」「どういたしまして」「ごめんね」「いいよ」など、人間関係の基本的なやり取りを身に付ける機会を設けるなどして、心の通い合う人間関係を築く素地をつくる。
- 道徳、保健、学級活動などを通して、性差、個人差などが大きくなる時期の諸能力・資質を育成する。

〔児童の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む〕

- 子どもが主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりのための時間や場所を確保する。その中で、子ども一人一人が互いを認め合い協力する素晴らしさを感じ、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係、学校風土、学級風土をつくる。

4. いじめを早期に発見し、適切な指導を行うために

〔変化に気づき共有する〕～早期発見のために

- 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設けるなど、学校として組織的に対応する。
- 様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〔誰にでも相談できる体制〕

- いじめに限らず、困ったこと悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

〔迅速かつ組織的に対応〕～早期解決に向けて

- 教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐにやめさせる。
- いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気づかせるような指導を行う。
- いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5. 保護者・地域、関係機関との連携を深めるために

〔保護者・地域に対して〕

- SNS やオンラインゲーム等のインターネットでのいじめについては、保護者との連携が必要であるため、理解と協力をお願いします。
- 「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを 学校便り等で伝え、理解と協力をお願いします。

〔教育委員会及び関係機関との連携〕

- いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話をすすめることをお願いします。

6. いじめ対応の流れ

いじめの情報の把握

- 全職員で子どもに関わり、登校観察などから情報を得る。
- 子どもの変化に気づいたら、過小評価せずに学年主任・教務主任・指導部長に報告し、職員で情報を共有する。
- アンケートや教育相談を計画的に推進する。



正確な事実確認

- いじめ行為はその場で当該児童に指導する。
- 子ども、保護者、地域からのいじめの苦情相談を受けた場合は真摯に傾聴する。
- 周囲の児童を含め関係児童から速やかに聞き取りを行う。(基本的に複数で対応)
- 個別の聞き取りと、その記録化をする。
- 担任→学年主任→保健主事に報告、その後保健主事から管理職に報告する。



いじめ防止対策委員会で指導方針を決定

- いじめ防止対策委員会の招集、役割分担をする。
- 指導、支援の方針を決定する。
- 全教職員でいじめの事実の共通理解を図る。
- 教育委員会、関係機関（警察・医療機関等）との連携を図る。



児童への指導・支援

- 被害の子どもに寄り添い、心のケアに努める。
- 安全確保のため、見守りを強化する。
- 加害の子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめに向かわない力を育む。
- スクールカウンセラーや専門機関と連携して、被害児童の心のケアや加害児童へ適切な指導・支援を行う。



保護者との連携

- 被害・加害の双方の保護者にその日のうち連絡し、いじめの事実や本校での支援・指導について説明を行う。
- いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。



再発防止

- 指導、支援体制に修正を加える。
- 被害の子どもと保護者の了承を得て、再発防止のための学級指導を行う。
- 同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団作りを進める。

